

令和7年2月 河北町農業委員会総会（第2回）

令和7年2月25日（火曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1番 岡崎 学 委員	2番 布川 峯夫 委員	3番 押野 利浩 委員
4番 関 紀子 委員	5番 奥山 ちか子 委員	6番 木嶋 啓治 委員
7番 堀 和彦 委員	8番 安部 敏明 委員	9番 高橋 清 委員
10番 逸見 三和子 委員	11番 奥山 喜幸 委員	12番 後藤 慶治 委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長
嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年2月25日（火曜日）午後2時4分 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 9番 高橋 清 委員 10番 逸見三和子 委員

日程第2 議案の審議

報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第6号 農用地利用集積計画（案）の決定について

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 事務局（佐藤事務局長）

お疲れさまです。それでは、只今から令和7年2月河北町農業委員会総会を開会いたします。始めに後藤会長よりご挨拶をお願いします。

○ 議長（会長）

久々にいい天気になりました。このような天気が続くようです。農作業いろいろと忙しい時期に入ってくると思います。溝延地区の話ですけれども、地元をけん引する若手の担い手が脚立から落ちたり、雪に足を取られて捻ったり、だいぶこれから忙しくなる前に大怪我ではないですけれども怪我をしている状況が続いております。みなさんも十分気つけて農作業に向けて万全にしていきたいと思います。また、奥山喜男さんの大日本農会の受賞の祝賀会が昨日ありまして大変おめでたいことでございます。前の委員会でも申し上げたと思いますけれども、中間管理事業が4月からは農業委員会事務局で事務手続きをするということで今進んでいるところで、それに伴って今まで活性化センターといって農協の本所内部にあった組織がたぶん無くなるであろうと、その辺も皆さんお含みおきいただきたいと思っております。基盤強化法に関する賃貸借に関しては来月の10日までが申請の最終期限となっておりますのでそれ以降は中間管理事業並びに3条申請の2本立てとなりますので地域の方々から相談があった場合は来月の10日を目途に届出するようご指導かたお願いしたいと思っております。

○ 事務局（佐藤局長）

ありがとうございます。それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思っております。

○ 議長（会長）

はい。それでは早速進めたいと思います。日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。9番 高橋 清 委員 10番 逸見三和子 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、私のほうから説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料の1ページをお開きください。報第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

はじめに、申請番号5番 所在地 谷地字月山堂●●、畑、ほか1筆、合計758㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さんが相続されました。取得後については、自作するとのことです。

次に、申請番号6番 所在地 大字溝延字馬場●●、田、ほか6筆で合計10,033㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は、引き続き●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に資料の2ページ、申請番号7番 所在地 大字吉田字原ノ内●●、田、ほか7筆で合計1,859㎡です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、妻の●●さ

んが相続されました。取得後は、一部は●●さんに耕作をお願いしますが、すべてあつせんを希望しております。

次に、申請番号 8 番 所在地 谷地字霊堂●●、田、1,555 m² 1 筆です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は●●さんに耕作をお願いするとのことです。

次に申請番号 9 番 所在地 大字溝延字馬場●●、田、ほか 4 筆で合計 5,413 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は●●に耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に資料の 3 ページ、申請番号 10 番 所在地 大字新吉田字荒小屋●●、畑、ほか 2 筆、合計 1,732 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田はあつせんの希望をしており、畑は自作するとのことです。

次に、申請番号 11 番 所在地 西里字浦田●●、畑、ほか 19 筆で合計 24,748 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に資料の 4 ページ、申請番号 12 番 所在地 西里字塩ノ渕●●、田、2,279 m² 1 筆です。所有者 ●●さんが平成●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は自作するとのことです。

次に、申請番号 13 番 所在地 西里字下槇●●、田、ほか 5 筆で合計 13,130 m²です。所有者 ●●さんが令和●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は●●さんと●●さんに耕作をお願いするとのことです。

以上 9 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。報第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 5 ページ、報第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご

説明いたします。

申請番号 14 番、所在地 谷地字岩木●●、畑、2,223 m² 1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に申請番号 15 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、ほか 2 筆、合計 1,580 m² です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの基盤強化促進法での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

1 筆は売買で残り 2 筆は用地買収となります。国で順次登記手続き中です。用地買収部分の賃貸借の解約については登記完了後まとめて処理させていただく予定であります。

次に、申請番号 16 番、所在地 西里字塩ノ渕●●、田、ほか 1 筆で合計 1,908 m² です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの農地法 3 条での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に資料の 6 ページ、申請番号 17 番及び 18 番、所在地 大字吉田字原ノ内●●、田、1,862 m²、1 筆です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に、申請番号 19 番及び 20 番、所在地 谷地字東●●、田、ほか 1 筆、合計 3,097 m² です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

次に資料の 7 ページ、申請番号 21 番及び 22 番、所在地 大字岩木字童子●●、田、1,560 m²、1 筆です。所有者 ●●さんと、受け人の●●さんとの中間管理事業での賃貸借契約の合意解約です。理由につきましては、この後議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定についてで、ご審議いただきますが、売買のためとのことです。

以上 9 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい、何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように進めたいと思います。次に移ります。議第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

○ 事務局（嶋田）

はい、それでは、資料の 8 ページ、議第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。

申請番号 9 番、交換による所有権移転です。所在地 大字田井字滝沢新田●●、畑、81 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、耕作しやすくするためとのことです。

次に、申請番号 10 番、贈与による所有権移転です。所在地 大字溝延字黒木渕●●、田、1,000 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

次に、申請番号 11 番、売買による所有権移転です。所在地 谷地字嶋●●、田、1,790 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、労力不足のためとのことです。

次に資料の 9 ページ、申請番号 12 番、売買による所有権移転です。谷地字月山堂●●、田、ほか 1 筆、合計 948 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由につきましては、農業廃止のためとのことです。

以上 4 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。9 番から順次をお願いします。

○ 関委員

9 番、申請事由にあるように交換した方が耕作しやすくなるんじゃないかと思います。現状は野菜畑でした。問題ないと思います。

○ 議長（会長）

10 番よろしくお願いいたします。

○ 押野委員

10 番黒木渕の田んぼですけれども、受け人の自宅の隣です。実家の●●さんのほうに贈与するということで、引き続き耕作は●●さん親子で引き続き耕作というので問題ありません。

○ 議長（会長）

11、12 番一緒にお願いいたします。

○ 木嶋委員

先月、谷地中央の農地が売買あって面積が減ったのでその分増やすということで不動産屋を介して買うんだそうです。まず問題ないと思います。

12 番は現農業委員が耕作されますので問題ないと思います。

○ 議長（会長）

ご苦労様でございました。何か皆さんからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。それでは進めさせていただきます。議第 6 号農用地利用集積計画（案）の決定について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、資料の 10 ページをお開きください。議第 6 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、河北町長から農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画の決定を求める依頼がありましたので、審議をお願いするものです。

資料 11 ページの総括表をご覧ください。

賃借権の設定が 7 件、所有権移転が 11 件うち利用権が設定されていた件数が 2 件、合計 18 件です。

それでは、資料の 12 ページ、所有権移転になります。

申請番号 420 番、所在地 谷地字砂田●●、田、1,970 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 330,000 円、総額 650,100 円です。

次に、申請番号 421 番、所在地 谷地字東●●、田、952 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 262,605 円、総額 250,000 円です。

次に、申請番号 422 番、所在地 谷地字東●●、田、948 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 262,605 円、総額 248,950 円です。

次に、申請番号 423 番、所在地 大字田井字田中嶋●●、畑、115 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。議第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてでもご審議いただきました、耕作しやすくするため無償で交換するものです。

次に、資料の 13 ページ、申請番号 424 番、所在地 谷地字月山堂●●、田、ほか 1 筆、合計 1,742 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 150,000

円、総額 261,300 円です。

次に、申請番号 425 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、459 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 108,932 円、総額 50,000 円です。

次に、申請番号 426 番、所在地 大字溝延字前野●●、畑、364 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 27,472 円、総額 10,000 円です。

次に、申請番号 427 番、所在地 大字溝延字前野●●、畑、141 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 21,276 円、総額 3,000 円です。

次に、資料の 14 ページ、申請番号 428 番、所在地 大字吉田字原ノ内●●、田、1,862 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 50,000 円、総額 93,100 円です。

次に申請番号 429 番、所在地 谷地字東●●、田、ほか 1 筆、合計 3,097 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 200,000 円、総額 619,400 円です。

次に申請番号 430 番、所在地 大字岩木字童子●●、田、1,560 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。売買価格は 10 a 当 288,461 円、総額 450,000 円です。

次に、資料の 15 ページ、貸借権の設定になります。申請番号 431 番から 437 番の貸借につきましては、一覧のと通りの契約内容となっており、地区の農用地利用改善組合長より利用集積計画を作成するよう申し出があったものです。

以上 18 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、何か皆さんからご質問、ご意見ありませんでしょうか。

○ 押野委員

425 番、●●さんから●●さんへの売買ですけれども、この売買のために湧さんと 18 条の合意解約したと思いますが、売買にない農地はどのような状況でしょう。

○ 事務局（嶋田）

解約した残りの●●と●●は堤防用地として用地買収される部分になります。

○ 押野委員

●●は用地買収ならないんですか。

○ 事務局（嶋田）

●●は用地買収の残地として残りますので、隣接地を所有耕作している●●さんが購入して一体的に耕作されます。

○ 議長（会長）

ほかに何か皆さんからご意見ありませんでしょうか。

（なし）

これで総会の方は終了いたします。

午後2時48分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月25日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
